

平成26年 5 月 28 日

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

人事院総裁 一宮 なほみ

指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸決定の方法並びに職務の級の
定数の設定及び改定に関する内閣総理大臣の定めに関する意見の申出

人事院は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成26年法律第22号）による改正後の一般職の職員の給与に関する法律第6条の2第1項に基づく指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸決定の方法並びに同法第8条第1項に基づく職務の級の定数の設定及び改定に関する内閣総理大臣の定めについて、別紙の内容を踏まえて定められるよう、同法第6条の2第1項及び第8条第1項並びに国家公務員法等の一部を改正する法律附則第2条第2項及び第3項の規定に基づき、意見を申し出ます。

この意見の申出は、本院が国家公務員の労働基本権の制約の代償機能として、職員の適正な勤務条件を確保する観点から行うものであり、内閣総理大臣におかれては、その意義や役割に深い理解を示され、これを十分に尊重の上、適切に取り扱われるよう要請いたします。

別紙

第1 指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸決定の方法

一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）第6条の2第1項の規定による指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸決定の方法を定めるに当たっては、次のとおりとすること。

- 1 内閣総理大臣は、人事院の意見を十分に尊重して、各府省の指定職俸給表の適用に係る個別の官職（会計検査院及び人事院に置かれる官職を除く。）ごとに号俸を定めることとし、内閣総理大臣若しくは各省大臣又はその委任を受けた者（以下「各庁の長」という。）は、指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸を、その者の占める官職に対応する号俸に決定すること。
- 2 1の個別の官職ごとに定める号俸は、別表第1のとおりとすること。

なお、各庁の長が1の特例として職員の号俸を決定する際の取扱いは、次のとおりとされたい。

- (1) 各庁の長は、職員が占める官職の職務内容や部内の他の職員との均衡を考慮し、従前と同一の号俸にとどまらせ、又は決定することが特に必要であると認められる場合など人事管理上やむを得ない特別の事情がある場合等において、一の号俸に定められた官職の数に対して当該号俸に決定されている職員の数に欠員があるときは、当該欠員に係る号俸を一時的に用いて、その職員の号俸を当該欠員に係る号俸以下の号俸とすることができるものとする。なお、大臣官房付等の臨時の官職を占める職員に指定職俸給表が適用される場合においても同様の取扱いとすること。
- (2) 各庁の長は、内部部局の部長、特に重要な業務を所掌する管区機関の長等の官職を占める職員の号俸について、行政職俸給表（一）9級若しくは10級

又は他の俸給表のこれに相当する職務の級の高位の号俸を受けていた職員が当該官職への異動に伴い指定職俸給表の適用を受けることとなった場合、当該官職を占めることとなった際に1により号俸を決定された職員が当該官職において一定の期間を超えて良好な成績で勤務した場合等においては、1号俸上位の号俸に決定することができるものとする。

- (3) 各庁の長は、特に規模の大きい外局の長、内部部局の局長等の官職を占める職員の号俸について、当該官職の職務内容及び部内の他の職員との均衡を考慮して必要であると認められる場合においては、1号俸上位の号俸に決定することができるものとする。
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、内閣総理大臣が指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸決定の一時的な運用について定める場合には、あらかじめ職員の適正な勤務条件の確保の観点からする人事院の見解を聴いて、十分に尊重するものとする。

第2 職務の級の定数の設定及び改定

給与法第8条第1項の規定による職務の級の定数に関する規程を定めるに当たっては、次のとおりとすること。

- 1 内閣総理大臣は、人事院の意見を十分に尊重して、職務の級の定数（会計検査院及び人事院の職員の職務の級の定数を除く。）の設定及び改定を行うこととすること。
- 2 1の職務の級の定数は、別表第2から別表第5までのとおりとすること。

なお、各庁の長が1の特例として職員の職務の級の定数を一時的に用いる際の取扱いは、次のとおりとされたい。

- (1) 各庁の長は、人事管理上やむを得ない特別の事情がある場合として次に掲げる場合等において、一の職名の一の職務の級の定数に欠員があるときは、

当該欠員に係る職務の級の定数を当該職員の職務の級（当該欠員に係る職務の級と同等以下の職務の級に限る。）の定数として一時的に用いることができるものとする。なお、大臣官房付等の臨時の官職に職務の級の定数を設定する場合においても同様の取扱いとすること。

ア 次に掲げる職員について、その占める官職の職務内容及び部内の他の職員との均衡を考慮し、従前と同一の職務の級にとどまらせ、又は従前と同等と認められる職務の級に決定することが必要であると認められる場合

- (ア) 配置換、転任等の異動に伴って、従前と同等以上の職務内容を有する異なる職名の官職を占めることとなった職員
- (イ) 退職、他省庁への転出等を予定し、職務の級の定数が設定されていない臨時の官職を占めることとなった職員
- (ロ) 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務によらない結核性疾患等にかかったため、休暇の承認その他給与法第15条に規定する承認があり、職務の級の定数が設定されていない臨時の官職を占めることとなった職員
- (ハ) 復職又は派遣の終了による職務復帰の際、職務の級の定数が設定されていない臨時の官職を占めることとなった職員

イ 新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、その際に占めることとなった官職の職務内容によりその者と同等の資格等を有する部内の他の職員の職務の級と同一の職務の級に決定することが必要であると認められる場合

ウ 次に掲げる職員について、その者が長期間勤務し功績が極めて顕著であり、職務内容及び部内の他の職員との均衡を考慮し特に昇格させることが必要であると認められる場合

- (ア) 官制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた結果退職が予定されている職員

(イ) 長期間同一の職務に従事し、高度の専門的な知識、経験を有している
職員

エ 官職が新設され、その職務の級の定数が設定されるまでの間、当該官職
に任用することが予定される職員を、職務の級の定数が設定されていない
臨時の官職に任用することが必要であると認められる場合

オ 一の職名の一の職務の級の定数の減少その他の事由により、現在員（既
にアからエまでの運用により、職務の級の定数が一時的に用いられている
官職を占める者を除く。）がその定数を超えることとなったが直ちにその
解消を行うことが特に困難であるなど、人事管理上の特別の必要性により
臨時に職務の級の定数を設定することが必要であると認められる場合

(2) (1)のほか、内閣総理大臣が職務の級の定数の一時的な運用について定める
場合には、あらかじめ職員の適正な勤務条件の確保の観点からする人事院の
見解を聴いて、十分に尊重するものとする。